

件名	愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成30年厚生労働省令第93号）</li> <li>・医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第139号）</li> </ul>
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」等により「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、「愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」について、所要の改正を行う。</p> <p>●検体検査の受託者における検体検査の精度の確保に係る基準を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子関連・染色体検査を行う場合、当該検査の精度の確保に係る責任者として相当の経験を有する医師、臨床検査技師等の者を有すること</li> <li>・標準作業書、作業日誌及び台帳の作成を新たに求めること 等</li> </ul>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	